

## 序 章

# アフリカにおける土地と国家

——その歴史的概観——

武内 進一

### はじめに

今日のサハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）では、土地をめぐる問題がさまざまな形で表出している。問題の性格は多様だが、代表的なものとして三つに整理できる。第1に、土地の細分化やいわゆるランドグラブ<sup>(1)</sup>など、土地に対する圧力の高まりである。この圧力は、急速な人口増加<sup>(2)</sup>や都市住民による農村の土地購入といった国内要因と、新興国の経済成長に伴う世界的食糧需要拡大と農業投資の活発化という国際要因が組み合わさることで、急速に高まりつつある。第2に、土地法の改革とその評価にかかわる問題である。アフリカに関してはしばしば、農民が有する土地権利の不安定性と、それに起因する土地改良投資へのインセンティブの欠如が指摘されてきた。こうした批判に応える形で、とくに1990年代以降土地法改革が各国で進められ、その評価が議論になっている（Alden Wily 2011）。第3に、土地紛争に関する問題である。近年、人口増や市場を通じた土地への圧力の高まりに加えて、強制的、自発的な人口移動など、さまざまな要因から土地紛争の頻発が指摘されている（Anseeuw and Alden 2010; Boone 2014; Takeuchi 2014）。

土地問題の顕在化に対して、さまざまな政策的対応が講じられてきた。これを適切に評価し、対応の改善を図ることは、アフリカ諸国政府にとって、

広く国際社会にとっても、喫緊の課題といってよい。政策評価に際しては、特定の政策が採用された背景を理解する必要がある。一般的に言えば、一つの政策は、それ以前の政策の結果や当時の政府がおかれた政治・社会的環境、そして国際的な規範（政策のトレンドや思想潮流）などを考慮して選択される。政策含意を理解したうえで適切に評価し、改善を図るためには、政策形成の背景を知るとともに、政策に対する社会の反応を理解する必要があるだろう。土地政策は国家による社会への介入であり、その帰結や変遷は国家・社会関係を反映する。本書はこの国家・社会関係のうち国家の側に着目し、その長期的傾向を跡づけることを目的とする。

国家の側に焦点を絞る理由は三つある。第1に、われわれの当面の関心が土地政策にあるからだ。政策を理解し、政策を評価し、そしてよりよい政策形成に向けて検討することがわれわれの当面の関心である。したがって、土地政策という国家の意図に焦点を当てる。第2に、分析対象が長期にわたるためである。土地政策は複雑かつ多様であり、詳細な分析を行うためには一定の紙幅を要する。本書は、各国の土地政策を1世紀以上の時期にわたって跡づける試みであり、社会との長期の相互作用を記述する余裕はない。第3に、国家建設（statebuilding）の観点から政策を理解することが必要と考えるからだ<sup>(3)</sup>。本書が対象とする19世紀末以降は、アフリカにとって国家建設の時期である。植民地国家、そして独立後の国家が、政治秩序を確立し、社会との関係を構築するためにさまざまな試みを行った。土地政策は国家が社会を統制し政治秩序を打ち立てるために不可欠の手段であり（Young 1994; Herbst 2000; Boone 2014）、その変遷には国家・社会関係が反映されている。土地政策を長期的にとらえることにより、特定の政策が国家建設のいかなる局面で、いかなる意図をもって立案・実行されたのか、理解が容易になる。

一般的に言えば、土地政策とは、特定の領域において、土地の所有、利用、売買、貸借、相続など、土地に関する人々の行動を統制するための国家の行動である。本書が対象とする時期のアフリカについて考えた場合、土地政策の関心は大きく二つにまとめることができる。第1に、資源管理にかかわる

側面である。土地は資源であり、それを誰がどのように管理し、利用するのかが問題となる。これはおもに開発にかかわる関心であり、土地所有権など土地に対する権利のあり方が中心的な課題となる。土地は開発のための中核的生産要素であり、その管理は国家にとって常に重要な問題である。第2に、領域統治にかかわる側面である。土地は領域であり、そこに存在する人間に対して、誰がどのような権力を行使するかが問題となる。これはおもに支配にかかわる関心であり、当該領域の政治秩序形成が中心的な課題となる。19世紀末に成立した植民地国家にとっても、20世紀半ばに成立した独立アフリカ諸国家にとっても、領域統治は最重要課題であった。長いスパンで土地政策史を跡づけることにより、これら二つの関心がせめぎ合いながら政策が形成されてきたことが理解できるだろう<sup>(4)</sup>。

近年、アフリカを対象として、この二つの側面の結びつきを強調しつつ土地に関する問題を分析する研究が目立っている<sup>(5)</sup>。これは、資源管理と領域統治がいずれも今日のアフリカにおいて重要でかつ困難な課題であり、土地問題の分析を通じてこれらの課題を明確にとらえられるからであろう。もとより土地は開発における中心課題の一つであり、先行研究は無数にある<sup>(6)</sup>。しかし、アフリカ諸国を対象として土地政策の史的展開を跡づけ、複数の事例間で比較する作業は、土地問題や土地政策を理解するうえで必要不可欠な基礎作業でありながら、まとまった形で研究されてこなかった。本書の作業は、今日の土地問題に取り組むために、またアフリカの国家建設についての議論を深めるために、重要な貢献をなすと考える。

本書では、ケニア、ザンビア、シエラレオネ、タンザニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国(旧ザイール)、ルワンダ、ブルンジ、ソマリア、そしてエチオピアの10カ国を対象に、土地政策の歴史的変遷を跡づける。本章はその序論として、アフリカ大陸に植民地国家が成立する19世紀末以降今日までの時期について、代表的な土地政策とそうした政策が採用された要因を考察する。なお、本書で取り上げる事例のなかで、エチオピアが唯一植民地化の経験を実質的にもたないが、そこでも本章の分析は参照枠組みとして

有用と考える。以下では、まず第1節で植民地化以前の 아프리카における人々と土地および国家との関係を概観したのち、第2節から第5節で四つの時期区分に従って土地政策の特徴を検討する。植民地化以降1980年代頃まで、アフリカ諸国の土地政策にはかなりの程度共通性がある。もちろん詳細にみればさまざまな差異があるが、本章では共通性に焦点を当てて、代表的な政策とその変化を明らかにしたい。主要政策の変遷を把握することは、各章のケーススタディを理解するうえで重要な意義をもつ。

## 第1節 植民地化以前のアフリカ

植民地化以前のアフリカにおける土地制度がいかなるものであったか、その実態に迫るのは今日極めて困難である。後述するように、今日いわゆる慣習的土地保有制度として理解される制度はかなりの程度植民地期に由来し、植民地以前の実態とは大きな距離がある。ここでは、植民地化以前のアフリカの土地と人々、そして国家<sup>7)</sup>とのかかわりの特徴づけたと考えられる、二つの要因を挙げておこう。

第1に、土地に対する人口の少なさである。世界の他地域と比較して、アフリカは長いあいだ、人口稀少、土地余剰という特質を有してきた。1750年における1平方キロメートル当たりの人口を比較すると、日本が78.3人、ヨーロッパが26.9人、中国が22.2人に対し、サハラ以南アフリカはわずか2.7人であった (Herbst 2000, 16)。広大な領域にわずかな人々しかいないところで、人々が高い移動性をもつことは自明である。人々が土地に緊縛されず、簡単に逃散してしまうなら、政治権力にとって土地そのものの支配は大きな意味をもたない。

第2に、土地管理にかかわる社会関係において、血縁を中心とするローカルなコミュニティが決定的に重要な位置を占めたことである。コクリ=ヴィドロヴィッチは、植民地化以前のアフリカにおける社会関係を論じるなかで、

国家との関係やパトロン・クライアント関係に比べ、家族の紐帯を中核とするリネッジが支配的な役割をもっていたと指摘している (Coquery-Vidrovitch 1982, 67)。彼女が主張するように、農村社会は国家や政治的有力者 (ビッグマン) に対して自律的であり、地縁関係や擬制的な血縁関係をも含めたローカルなコミュニティが土地の管理に主導的役割を果たしたと考えてよい。

植民地化以前のアフリカにも数多くの国家が存在した。しかし、多くの場合、それらの国家は、自らの統治する領域から資源を抽出し、それを利用して住民を支配するという統治システムを構築しなかった。ハーブストが指摘するように (Herbst 2000, chap. 2)、国家の統治能力が脆弱で、政治権力の中心 (首都) から離れた地域に権力を照射する能力をもたなかったことは重要な理由の一つだろう。道路をはじめとするインフラストラクチャーが不十分な状況において、広大な領域を統治することは難しい。また、これらのアフリカ諸国家はしばしば国家財政を長距離交易に依存しており、これも領域内からの資源抽出に依存した統治が成立しなかった要因として重要である。マリ (Mali) やソンガイ (Songhay)、そしてコンゴ (Kongo) など近代以前に栄えた国家では、サハラ砂漠を越えた通商やヨーロッパ人との交易が国家財政の基盤となっており、住民の租税支払いや貢納に依存しなかった (Cissoko 1984; Hilton 1985)。この時期の国家は統治対象の領域に強い支配力をもたず、その領域はすぐれて可変的であった。

コクリ=ヴィドロヴィッチは「アフリカの生産様式」を議論するなかで、「小農階級の直接的搾取を目的とする真の専制支配が不在であること」をその特徴として挙げている (Coquery-Vidrovitch 1969, 77)。「アフリカの生産様式」論の当否はひとまず措くとしても、植民地化以前のアフリカ国家において「小農階級の直接的搾取」が組織的に行われていたとは言い難い。土地の管理という観点でいえば、そこでは人口に対する土地の余剰を前提として、血縁を基盤とし、移動性の高いコミュニティが、国家から相対的に自立しつつ土地を利用していたと考えられる。「五公五民」といった言葉に示される苛烈な農民支配が成立した日本とは異なり、植民地化以前のアフリカでは、

国家による農民からの資源抽出は相対的に穏やかであったといえよう<sup>(8)</sup>。

## 第2節 植民地化と土地収奪

土地をめぐる国家と人々の関係は、植民地化によって劇的な変容を遂げた。この根本的な原因は、ヨーロッパ諸国がアフリカを征服、占領した結果として、19世紀末以降に植民地国家が建設されたことにある。植民地国家はアフリカ人からの土地収奪とヨーロッパ人への移転を主導し、その行為を正当化するための法制度を導入した。これが、アフリカ人と土地をめぐる関係に甚大な影響を与えたのである。ヤングは、植民地国家がコンゴ自由国の住民から「ブラ・マタリ」(Bula Matari)に喩えられた逸話を紹介している。コンゴ川流域を踏破し、コンゴ自由国設立に重要な役割を果たした米国人探検家スタンレー(Henry M. Stanley)は、コンゴ川河口域の住民から「岩をも砕く男」の意をもつこのニックネームで呼ばれた。しかしその後、「ブラ・マタリ」という言葉はしだいに植民地国家を指して使われるようになった。それは、強大な力を持ち、恐怖によって支配する異人の権力を象徴したのである(Young 1994, 1)。とくにその初期において、植民地国家はまさに岩をも砕く強力な異人として、アフリカ人の土地を収奪した。

ヨーロッパによる土地収奪は植民地宗主国にかかわりなく進められたが、その論理や手法は宗主国ごとに違った。英国の場合、植民地の領域は基本的に英国王の支配下にある王領地と位置づけられた。土地の最終的な権利は英国王に帰属するという論理のもとで、植民地政府はアフリカ人から土地を収奪し、ヨーロッパ系企業やヨーロッパ人入植者に土地を与えた。アフリカ人は入植者と隔離され、エスニック集団ごとに指定された居留地で生活することを強いられた。その居留地で、「原住民」は慣習に従って土地を利用し、生活を営むとされた。原住民居留地内の土地の売買は禁じられた。

留意すべきは、アフリカ人は土地の私的所有権をもたないとみなされたこ

とである。私的所有権は国際的に認められた権利であり、その権利はたとえ征服によって主権が変わっても効力を失わない。英国は、土地に対するアフリカ人の権利は帰属する共同体を通じてのものであって私的所有権に劣ると解釈し、征服した土地を王領地と位置づけてアフリカ人からの大規模な土地収奪を論理的に可能にした(Chanock 1991, 65)<sup>9)</sup>。これにより英領植民地には、王領地から私的所有権を伴ってヨーロッパ人入植者に売却された土地と、アフリカ人によって慣習法のもとで利用される原住民居留地とが併存することになった。これは英領植民地において採用された論理であり、実際にどの程度の土地がヨーロッパ人入植者に割り当てられるか、そしてどのくらいのアフリカ人が原住民居留地への移動を余儀なくされるかは、アフリカ人社会の人口密度やヨーロッパ人入植者の多寡に依存した。同じ英領の入植植民地であっても、南アフリカ、ジンバブウェ(南ローデシア)、ケニア、ザンビアを比較すれば、ヨーロッパ人入植者数やアフリカ社会へのインパクトは大きく異なる。

一方、仏領植民地においては、植民地化当初、アフリカ人が土地に対して慣習などを根拠とする固有の権利をもつという考え方はとられなかった(Coquery-Vidrovitch 1982, 73)。これは、アフリカでは土地が余剰で人々が移動耕作に依存していると考えられたことに加えて、フランスが同化主義をとり、アフリカ人であっても条件を満たせば同化民(assimilé)として私的所有権を獲得できたことによる。フランス植民地においてアフリカ人からの土地収奪に利用されたのは、「空き地ならびに無主地」(terres vacantes et sans maître。以下、無主地)という概念である。無主地はフランス民法旧第539条に規定され、国家が所有権をもつとされた(本書第5章)。アフリカ人が慣習を根拠とした土地権利をもたず、フランス民法に規定された私的所有権だけが土地への権利を規定するとされたため、植民地のほとんどは無主地とみなされた。そして、無主地の所有権が国家にあることを根拠として、植民地政府は入植者やヨーロッパ企業に私的所有権を付与してその土地を譲渡した。

仏領赤道アフリカではこの論理に従ってあからさまな土地収奪が進められ、

20世紀初頭までに大規模なコンセッション会社が植民地を分割した (Coquery-Vidrovitch 1972)<sup>(10)</sup>。仏領西アフリカでは大規模な土地収奪が起こらなかったが<sup>(11)</sup>、これはヨーロッパ人入植者の数が少なかったうえに、すでに利権を確立していたフランス人商人がコンセッション会社の進出に反対したためであった (Coquery-Vidrovitch 1982, 75)。

大規模な土地収奪を可能にする法制度の構築は、おおむね20世紀初頭までに実施された。アフリカ人の居住地を国土のわずか9%に制限した、南アフリカの「原住民土地法」(1913年)はよく知られているが、同国の土地収奪はもっと早くから進行していた。1843年に英領ナタール (Natal) 植民地が成立すると、アフリカ人はロケーション (location) と呼ばれた居留地に居住するよう強制された。1864年の段階で42のロケーションが設立されたが、その面積はナタール植民地総面積 (1250万エーカー) のうち200万エーカーにすぎなかった。ロケーション以外の土地は、白人入植者に売却されたか、政府が所有する王領地であったことになる (Thompson 1990, 97)。当時のナタール植民地には少なく見積もっても30万人のアフリカ人がいたが、2万人に満たないヨーロッパ人が最良の土地を占拠した (de Kiewiet 1937, 188)。ケニアにおいて冷涼な中央高地へのヨーロッパ人入植者数が顕著に増加するのは兩大戦間期だが、アフリカ人からヨーロッパ人への土地移転の法的根拠は1902年の王領地条令によって確立していた (本書第1章; Meek 1968, 79)。一方、北ローデシア (のちのザンビア) では、セシル・ローズ率いる特許会社の征服が先行し、法制度の整備は正式な英領となった1924年以降に実施された (本書第2章)。

植民地国家の形成期においては、アフリカ社会の征服とヨーロッパによるヘゲモニー確立の一環として、アフリカ人から広大な土地が収奪され、それを可能とする法制度が制定された。この時期の土地政策は植民地国家の建設と密接に結びついており、ヨーロッパ人の手による政治秩序形成、そしてヨーロッパ人による開発という観点だけに立脚していた。そこにはアフリカ人を主体とする開発という発想は欠落していたのである。

### 第3節 戦間期の政策転換

植民地国家は基本的に収奪的な性格を有するが、政策の指向性は時期に応じて変化した。とりわけ1920～1930年代の両大戦間期は宗主国を問わず重要な政策転換の時期であり、アフリカ人小農の育成などアフリカ人を担い手とする経済開発の取り組みが行われるようになった（Coquery-Vidrovitch 1982; Young 1994）。これは植民地初期の収奪的な土地政策の転換であり、戦間期にはアフリカ人による開発を前提とした政策——たとえば、小農育成政策や土壌保全政策——が打ち出されていった。もっとも、収奪的な土地政策は戦間期に突然転換されたわけではなく、20世紀初頭以降、少なくとも建前としては、アフリカ人の土地権利や福祉に配慮する必要性が謳われるようになっていた。

こうした政策変化を促した直接的な要因として、2点挙げることができる。第1に、コンゴ自由国の圧政に対する批判である。コンゴ自由国では1890年代から天然ゴムの輸出が大幅に増加したが、採集にあたってアフリカ人に過酷なノルマが課され、達成できなければ厳しい刑罰が加えられた。世紀転換期頃から、とくに英米でこれを問題とする声が強まり、レオポルド2世とベルギーは激しい国際的批判に晒されて（Morel 1969）、結果的にコンゴ自由国の廃止とベルギー領コンゴへの継承につながった。この時期以降はどの植民地でも、公的にはアフリカ人の権利尊重を掲げるようになった。第2に、大規模なコンセッション会社による開発が経済的に失敗したことである。仏領赤道アフリカやコンゴ自由国の大規模コンセッション会社は、人道上の批判を受けて活動を見直す以前から、経済的に行き詰まっていた。天然樹木からの採集だけに依存したゴム生産に示されるように、この時期のコンセッション会社の活動は天然資源の収奪的利用に限られ、資源が枯渇すれば次の場所に移動することを繰り返していた<sup>12)</sup>。短期的な利益のみを求めたコンセッション会社の活動は、経済開発の観点からまったくの失敗であった。

こうした状況は1910年代までにはすでに明らかであったが、第一次世界大戦が終結し、アフリカにおける植民地経営の制度化が進むなかで、「開発」は植民地国家の主要目標の一つとなった（Young 1994, 149-150）。その文脈で、コーヒーやココアなど換金作物の栽培がアフリカ人に奨励され、戦間期には生産量が急増した。この変化によって、植民地当局はアフリカ人と土地の関係を政策的に再定義する必要に迫られたといえよう。加えてこの時期、ヨーロッパ人のなかに土壤保全への関心が高まり（楠 2014；水野 2009）、粗放的とみなされたアフリカ人の土地利用を持続的なものへと改善すべきだとの意見が強まった。資源管理の観点から土地政策が見直されたわけである。

戦間期に本格的に導入され、アフリカの土地と国家あるいは人々との関係に甚大な影響を与えた政策として重要なのは、植民地国家の確立に伴う間接統治の制度化である。1920年代以降ヨーロッパ宗主国による植民地経営が本格化すると、植民地行政のコストを削減して効率性を高め、またアフリカ社会が近代化のなかで混乱し不安定化することがないように、「慣習」に基づく「伝統」的な統治機構が再編された。広く間接統治と呼ばれるものがそれであり、アフリカ人による統治を植民地行政のなかに位置づけて制度化する試みは、宗主国によって多少のちがいはあるものの、戦間期以降広く実践された。

英領植民地における原則は、ヨーロッパ人とアフリカ人の居住・生活領域を分離し、アフリカ人は自らの領域でヨーロッパ人の監督を受けつつ、慣習に即した統治を实践するというものであった。アフリカ人の領域は、典型的には行政・司法上の権限を有するチーフのもとにエスニック・コミュニティごとに編成され、一般に「原住民（または部族）統治機構」（Native/Tribal Authority）と呼ばれた。英領では、原住民が統治する領域で土地の私的所有権が否定され、その売買が禁じられた。英領植民地の形成に際してアフリカ人の私的土地所有が否定されたことは先述したが、間接統治下において、土地に対する権利は共同体に帰属するとともに上位権力に従属するものとされた（Chanock 1991, 65-66）。すなわち、土地は個人ではなく共同体の権利下にあり、

その権利はチーフそしてパラマウント・チーフ、最終的には英国王の権限に従属するということである。土地利用権はチーフ、サブチーフ、ヘッドマンなどへの恭順を示すことで初めて認められるものであり、権威の源だとみなされた一方、土地の私有化は社会秩序の混乱を招くとして強く警戒された。土地の管理は、「間接統治の英国システムにおける主要基盤」(Meek 1968, 10) だったのである。

アフリカ人の自律的な統治機構がエスニック集団別に再編され、植民地行政のなかに位置づけられたのは、仏領も同じである(原口 1975)。仏領の場合、同化原則のため、アフリカ人も条件を満たせば私的所有権を獲得できた。しかし、それはあくまで例外的で、実際には私有地のほとんどはヨーロッパ人のものだった。両大戦間期には、仏領においてもアフリカ人統治のために慣習法が有用だと認識され、それが植民地当局によって公式化された。仏領西アフリカでは、1930年代になって国別、エスニック集団別に慣習法を編纂する作業が進められた。もっとも、コクリ・ヴィドロヴィッチがいうように、『慣習法大全』(Comité d'Etudes Historiques et Scientifiques de l'A.O.F. 1939) といった形で文書化されたものは、本来変化し続ける「慣習」を一時点で凍結させたものであることに留意すべきだろう(Coquery-Vidrovitch 1982, 78)。同様の動きはベルギー領でもみられ、この時期、間接統治がアフリカ植民地経営の標準となった。

間接統治制度は、アフリカ社会における人と土地との関係に甚大な影響を与えた。この制度のもとで、アフリカ人は原住民統治機構などの中間組織を介して植民地国家と結びつけられた。このエスニックな共通性をもつ中間組織はチーフによって代表され、また特定の地理的領域に対応して設立された。この組織は、地方自治体のように地方行政サービスを提供する機能をもつ一方(Hailey 1957, 416)、エスニック集団やそのサブグループなど既存のコミュニティに従ってメンバーシップが定められ、その成員だけが一定の領域に対して土地用益権をもった。間接統治制度のもとで、チーフは植民地当局から行政権や司法権を正式に与えられ、従来にない強力な権限を手にした。そし

て、チーフを頂点とするエスニックな共同体が制度化され、かつ土地と強く結びつけられた。これは、統治が土地の支配と強く結びついていなかった植民地化以前と比べて大きな変化であり、特定エスニック・コミュニティの成員であるか否かが土地利用権の有無に直接影響したため、社会のエスニックな分断が進んだ (Feder and Noronha 1987)。間接統治政策、とりわけそこで再編された土地をめぐる社会関係は、エスニック・アイデンティティの強化に極めて重要な役割を果たしたといえる (Mamdani 1996)。

本節で示したように、植民地期の土地政策は、領域統治の必要性に強く動機づけられていた。とりわけその初期において、資源管理という発想はほとんど存在しなかったといってよい。戦間期以降、アフリカ人を開発主体とした政策がとられるようになると、資源管理の関心に基づく土地政策が打ち出されていく。その一方で、アフリカ人に対する間接統治政策は土地と人々の関係に甚大な影響を与えた。植民地期の統治政策は、必然的に土地と深くかわらざるを得なかったのである。

#### 第4節 ポストコロニアル国家の土地政策——1980年代まで——

独立を達成したアフリカ諸国にとって、植民地期の遺産にどう対応するかは、等しく喫緊の課題であった。土地に関していえば、次の2点がとくに重要である。第1に、ヨーロッパ人に譲渡された土地の扱いである。その規模が大きく、居住地から移動を強いられたアフリカ人の数が多ければ、土地の奪還に向けた政治的圧力も強まる。ケニアでは、白人入植地の再配分政策が植民地期末期から開始されていたが、独立後政府はそれを引き継ぎ、最優先課題の一つとして取り組んだ。政府が白人から旧ホワイトハイランドの土地を購入し、アフリカ人に再分配した結果、1960～1970年代にかけてアフリカ人小農6万6000世帯以上が土地を獲得して入植した (Abrams 1979, 19)。ただし、小農に再分配された土地は旧白人入植地の一部にすぎず、大農場のまま

でアフリカ人の手に渡ったり、白人が所有し続けた土地も少なくなかった (Leys 1974)。また、この再入植計画では当時のケニヤッタ政権に近いキクユ人が多数受益者となり、もともと異なるエスニック集団が利用していた土地に入植した。これが、その後のリフトバレー州における土地紛争につながることになる (本書第1章; Boone 2014, 139-157, 261-268)。

第2に、間接統治のもとで行政権や司法権を含む大幅な権限を与えられたチーフをどのように扱うかという問題である。その対応には国によって大きな差がみられる。ニエレレ政権下のタンザニアでは、社会的不平等の温床だとしてチーフ制が廃止された<sup>13)</sup>。もっとも、政策の意図とそれが実際にどの程度既存の制度を変革したかは別問題であり、タンザニアのように広大な国では政策の強度も地域によって異なるため、この政策がどの程度実質的な影響を社会に与えたかは慎重な検討が必要である (Moore 1998)。チーフに関して徹底した変化が起こった国として、ルワンダを挙げることができる。植民地末期の内乱 (「社会革命」) によって、それまでチーフ、サブチーフの職をほぼ独占していたトゥチが国外に追放され、代わってフトゥがその職についたからである。さらに、独立時にチーフやサブチーフを長とする行政機構が廃止され、中央集権的な地方行政制度として再編された (武内 2009, 第6章)。

植民地期の遺産への対応は、国によって大きな差がある。一般的に言えば、後述するケニアは例外だが、ラジカルなイデオロギーのもとで社会改造に取り組んだ国ほど土地に対して積極的な政策介入を実施した。エチオピアは植民地化を経験していないが、1974年の革命によって成立した社会主義政権は、行政機構についても土地再配分についても急進的な政策を打ち出した。エチオピアでは、土地を直接利用する農村コミュニティに対して領主が徴税権をもち、その徴税権は皇帝によって与えられるという封建的な土地所有制度がとられていた。第二次世界大戦後はハイレ・セラシエ1世による集権化が進んだが、1974年に成立した軍事政権はマルクス・レーニン主義を掲げて皇帝と領主権力を追放した。土地は国有化され、領主がもっていた特権が剥奪されるとともに、全土で農地改革が実施された。これに伴って、土地の再配分

のみならず再定住政策が進められ、大規模な人口移動が生じた（本書第8章）。

一方、シエラレオネは、間接統治下で制度化された慣習権力の行政上の位置づけを変えず、土地再配分政策も実施しなかった。独立から半世紀以上経過した今日においても、シエラレオネ農村部（プロヴィンス）の土地は149存在するチーフダムの議会に帰属すると規定されている。チーフダム議会の前身は植民地期の部族統治機構であり、間接統治下で設置されたものである。プロヴィンスの土地に関する裁定は、一義的に慣習法が法源となっている。このように、シエラレオネの国土の大部分を占める農村部においては、間接統治に伴って導入された行政機構と土地管理制度が基本的に今日まで維持され、大規模な土地再配分政策も実施されていない（本書第3章）。

独立したアフリカ諸国が採用した土地政策はさまざまだが、共通して指摘できる点がある。まず、多くの国が私的所有権の確立に熱心でなかった。植民地期のアフリカにおける土地の法的なカテゴリーは、三つに大別できた。第1に、私的所有権が確立した私有地である。このほとんどが、白人入植者やヨーロッパ企業に与えられた土地であった。第2に、国有地である。ここには、河床や道路、港湾などのほか、国立公園や国有林地、そして無主地などが含まれる<sup>44</sup>。第3に、慣習法のもとでアフリカ人が利用する土地である。英領入植植民地の原住民居留地のように明確に境界が画定される場合もあるが、その領域は国有地（無主地）や王領地との関係でしばしば曖昧だった。1960年前後に独立したアフリカ諸国において、これら三つの土地区分のうち私有地を積極的に拡大させた事例はあまりみられない。マルクス・レーニン主義をイデオロギーとして採用した国々は私的所有権を敵視したし、ザイールのように民族主義を掲げた国でも私的所有権は認められなかった。コートジボワールは親西側外交路線と資本主義を採用した国だが、1963年に国会が私的所有権確立の方針を盛り込んだ土地法案を採択したところ、ウフェ＝ボワニ大統領が大統領権限を用いて棚上げにしてしまった（Ley 1972, 28）。

独立以降多くの国で拡大したのは、国有地であった。社会主義、マルクス・レーニン主義、そして民族主義を掲げた国々では、私的所有権を廃し、

国家が土地を所有するという政策転換がなされた。マルクス・レーニン主義には私的所有権の廃絶という目標があり、これが政策の根拠となった。タンザニアやソマリア、コンゴ（ザイール）においても、自由土地保有権など植民地期に与えられた無期限の私的所有権が取り消され、土地は国家に帰属することとされた<sup>15)</sup>。その他、ブルンジのように、慣習地を国有地に組み入れたことによって国有地が拡大した国もある（本書第4、6、7章）。国有地の拡大は、独立したアフリカの国々がこぞって国家主導型の開発政策を選択したことに対応している。1970年代までの発展途上国の開発政策はおもに国家主導で進められたが、有力な地場民間資本がほとんど存在しないアフリカではとくにその傾向が強かった。こうした開発政策に資源ナショナリズムの影響も加わり、土地や地下資源を国有化する動きが加速した。

この点で、ケニアではまったく異なる政策がとられた。これには、植民地期末期の「マウマウ」戦争が大きく影響している。1952年以降、ケニアでは反植民地闘争が活発化し、非常事態が宣言された。アフリカ人解放勢力が自らを「ケニア土地自由軍」(Kenya Land and Freedom Army) と称したことに示されるように、この反乱は植民地国家のもとで奪われた土地の奪還運動という側面をもっていた（宮本・松田 1997, 438-444）。抵抗運動に直面した英国は1950年代半ばにアフリカ人農業振興策を打ち出し、換金作物の導入や農業普及、農業金融の整備を行うとともに、アフリカ人小農に私有地を供与する政策に転じた。先述のように白人大農場の解体と並んで、アフリカ人地域でも従来の慣習的な土地保有制度を解体し、私的所有権を与える政策を推進した。

この政策は独立（1963年）後も引き継がれ、1970年代までに国土の中部、南部地域を中心にかなりの部分が私有地化された。ケニアの土地私有化推進政策は独立直後のアフリカでは例外的だが、国際機関から推奨されていたことは指摘しておくべきだろう。1970年代の土地改革に関する世界銀行の政策文書は、ケニアを成功例として高く評価している（World Bank 1975, 71）。1950年代以降のアフリカ人農業推進政策によって、ケニアの農業生産が急速に増加したことは事実である（児玉谷 1981）。しかし、本書第1章が示すよ

うに、その政策はさまざまなネガティブな影響を生み、エスニック集団間に対立の種をまくことになった。ケニアの事例はアフリカ諸国の土地政策を考察するうえで重要な意味をもっており、終章で改めて検討する。

この時期の土地政策の特徴として指摘すべきもう一つの点は、それが権威主義的、そして家産制的な性格をもつ政権のもとで実施されたことである。権威主義的な植民地統治から独立したアフリカ諸国は、独立後再び一党制や軍政による権威主義的な統治へと移行していった（サンドブルック 1991; Bayart 1993）。こうした体制下で実施された土地政策は、やはり収奪的な性格を帯びていた。ザイールでは、1973年に実施された「ザイール化政策」のもとでヨーロッパ人から取り上げられた農場がモブツ大統領の取り巻きに分配された（Young and Turner 1985, Chapter 11）。エチオピアの革命によって農民を搾取する領主が打倒されたものの、代わって政権を握った若手の党官僚はやはり農民に対して権威主義的な態度で臨んだ（Clapham 1988）。土地の私有化政策を推進したケニアにおいてさえ、土地が有力政治家の政治資源として利用され、権威主義国家の道具になった（本書第1章）。政策実施の主体はヨーロッパ人からアフリカ人へと変わり、また政策の内容も変化した。国家の社会に対する抑圧的な関係という点では、植民地期と比べてあまり変わらなかった。土地政策の実施に際しては権威主義的、家産制的な手法が用いられ、国有地へのアクセスに特権をもつ政治エリートによって恣意的な土地分配が行われた。

## 第5節 冷戦終結後の土地政策——1990年代以降——

1990年代以降、土地政策を大きく転換する国々がアフリカで目立つようになった。その内容は、本書の各章が示すようにバラエティに富んでいるが、幾つの特徴を指摘することができる。ここでは4点指摘しておきたい。第1に、新たな土地政策策定に際して、土地を実際に用益する人々やコミュニ

ティの権利強化、権利の安定化という目的が強調された。個別生産者の権利を強める発想であり、時代を覆う政治経済の自由化傾向と整合的な形で土地権利の強化が図られたといえる。第2に、権利強化の手法として、ほとんどの場合、土地法の改革が選択されたことである。冷戦期にしばしば実施された土地再配分政策は、歴史的経緯から極端な土地不平等構造が残存する南アフリカとジンバブウェを除いて事実上採用されなかった<sup>66</sup>。第3に、アフリカ人の慣習的な所有権を認める方向で法改革がなされたことである。いわゆる慣習的な土地制度が比較的高い効率性をもち、柔軟性に富んでいることは1980年代頃から研究者によって指摘され (Feder and Noronha 1987; Ostrom 1990; Bruce and Migot-Adholla 1994)、従来土地権利の公式化、私有化を強く主張していた世界銀行のような機関においても慣習的所有権を重視する議論が目立つようになっていた (Deininger and Binswanger 2001; Deininger 2003)。これも、世界的な思想潮流に合致した動きといえよう。第4に、土地法改革の結果新たに誕生した土地権利は、必ずしもわれわれが通常私的所有権と呼ぶものではない。生産者の権利強化が謳われ、それに即した法改革がなされる一方で、国家を土地の所有者とする規定はエチオピア、ルワンダ、タンザニア、ザンビアなど多くの国で残存し、個人の権利は制約されている。国民に土地権利証書が配布されたルワンダでも、証書の所有者には当該の土地を開発する義務など土地利用に対するさまざまな制約が加えられている。そこには植民地期以降の土地政策との連続性や、紛争後の政治秩序確立の一環として国家が土地への強い権利を保持するという側面が観察される (本書第6章)。今日のアフリカで個人が手にしている土地権利は、しばしば先進国の強力な私的所有権とは異なるものである。

冷戦終結後に土地に対する政策介入が活発化した背景として、幾つかの要因を指摘できる。第1に、冷戦終結の影響によってアフリカ諸国で民主化が進んだことである<sup>67</sup>。冷戦終結は政治体制の転換を促し、それによって土地政策が変化した。典型的なのはマルクス＝レーニン主義や社会主義を採用していた国々で、冷戦終結は私的所有権を敵視する政策の放棄と、個人の所有

権を強める方向へ土地政策の転換を促した。また、事実上国家と融合した一党制が廃棄されたことによって、国家のヘゲモニーを問い直す動きが広がり、そのなかで国家中心的な土地政策が再検討された。ここでも、土地に対する個人の権利を強め、安定化させる方向で政策転換が図られることになる。第2の要因として、武力紛争の影響が挙げられる。1990年代以降アフリカで頻発した武力紛争は、直接の原因ではないにせよ、しばしば土地問題と密接に結びついていた<sup>18)</sup>。ルワンダ、ケニア、コートジボワールなどはその典型的な事例といえよう。したがって、紛争後に成立した政権は、紛争再発防止を掲げて、また自らの政権基盤強化のために、新たな土地政策を施行した。上記3カ国をはじめ、近年の土地政策見直しの背景には、時として武力紛争の影が色濃く反映している。第3に、こうした政策転換を後押しした思想潮流がある。所有権の確立が経済発展に与えるポジティブな影響について経済学では古くから議論があるが、1980年代以降新制度派経済学の議論が浸透するにつれて、その政策への影響力が高まった (North 1981)。また、上述した民主化の流れのなかで、所有権の確立が経済発展をもたらすというデソトの議論が政策の根拠として頻繁に参照された (De Soto 2000)。

一方、近年のアフリカ諸国が直面する土地政策上の課題として深刻なのは、土地ガバナンスの脆弱性である。ここで土地ガバナンスとは、土地の利用、管理、課税、紛争裁定などにかかわる公的なシステムを指している<sup>19)</sup>。1990年代以降の土地法改革が生産者の権利強化を目指し、慣習的権利の容認を基本姿勢としてきたにもかかわらず、アフリカでは大規模なランドGrabが頻繁に発生している。これは、とくに2008年の食糧危機以降に顕著になった現象だが (Cotula et al. 2009; Deininger and Byerlee 2011)、個人の権利強化という新たな土地法の性格を利用した土地集積はそれ以前から起こっている。たとえばザンビアでは、従来共有地として利用されてきた土地がチーフの裁量で裕福な個人や企業に譲渡され、村人の生活が重大な支障を受ける事態に至った (大山 2009)。生産者の土地権利強化を目指したはずの法制度改革が土地収奪を招くという皮肉は、土地ガバナンスが深刻な問題を抱えている事実を

端的に物語る。土地をめぐる法制度やその執行は広く国家と社会にかかわり、その効果は政治権力のあり方に大きく左右される。土地をめぐるガバナンスは国全体のガバナンスと不可分だが、今日のアフリカでは、そこに恣意的な土地の配分や土地紛争の処理を許す余地が多分に残されている。

1990年代以降の土地政策では、土地権利の安定化が謳われ、慣習的権利の尊重など実際に土地を利用する人々の所有権を強化する方向での改革が進められている。土地政策における資源管理の発想が強まっているようにみえるものの、依然として国家が土地に対して強力な権限を有することが多いのも事実である。領域統治という動機は依然重要であり、とりわけ紛争経験国の土地政策に典型的にみられる。土地ガバナンスの弱さは、単に資源管理にかかわる技術的な問題だけに由来するものではなく、アフリカの多くの国々が共通して抱える領域統治、すなわち政治秩序形成の課題との関連で理解する必要がある。この点については、ケーススタディをふまえて終章で改めて考察したい。

## 第6節 本書の構成

以下本書では、八つの章で10カ国の土地政策が分析される。章立ては、植民地経験に沿って配置した。最初の四つの章はかつて英国の植民地統治を経験した国々（ケニア、ザンビア、シエラレオネ、タンザニア）の事例であり、それに続いてフランス、ベルギー、イタリアの統治を経験した国々の事例が並ぶ（コートジボワール、コンゴ民主共和国・ルワンダ・ブルンジ、ソマリア）。最後に、事実上植民地化を経験しなかったエチオピアが配置される。この章立てによって、植民地宗主国のちがいが今日の土地政策に決定的な意味をもつことを示そうというわけではない。各章を読めばわかるように、そして終章で整理するように、宗主国が同じでも土地政策にはちがいがあるし、長期的には時代に応じた共通の変化が観察される。植民地化を経験しなかったエ

チオピアの土地政策にも、他のアフリカ諸国と共通する点が少なくない。

各章が示すのは、百年余りにわたる国家建設を土地政策という切り口から描いたものである。各国において、国家が政治秩序を確立し、社会を包摂して関係を構築する過程が、土地政策という観点を通じて整理される。「ブラ・マタリ」という言葉が示すように、アフリカの国家は社会にとっての外來性、異質性が顕著である。エチオピアでさえ、その南部に皇帝権力の支配が及ぶのは19世紀後半のことにすぎない。当該社会にとって異質な国家がどのように土地に介入し、社会を包摂していったのか。その多様なプロセスが各章の記述に示されている。こうした各国の軌跡を跡づけることによって、今日の土地政策の背景を理解し、正確に評価することができるだろう。

付記：本章執筆のための調査には、アジア経済研究所運営費交付金のほか、次の科研費補助金を得た。課題番号：23221012, 25101004。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 市民社会、政府、国際機関の連合体組織「国際土地同盟」(International Land Coalition)は、2011年の「ティラナ宣言」において、土地取得が以下の条件を一つでも満たす場合「ランドGrab」と定義している。1) 人権を侵害している。2) 影響を受ける土地利用者に対して、自由意思による事前の告知に基づく同意 (free, prior and informed consent: FPIC) 原則を欠いている。3) 公正な評価を欠いている。4) 透明な契約を欠いている。5) 実効的かつ民主的な計画を欠いている (International Land Coalition 2011)。本章では、とくに2000年代後半以降に顕在化したこうした形の土地収奪について、「ランドGrab」という呼称を当てる。
- (2) World Development Indicators からサブサハラ・アフリカ49カ国の2013年の平均人口成長率を計算すると2.46%となる。この成長率は、ほぼ四半世紀で人口が倍増する水準である。
- (3) 「国家建設」は、2000年代に入る頃から学術的、政策的に注目を集めるようになった概念である。1990年代に深刻な武力紛争が頻発するなかで、「国家の破綻」が紛争の根本要因であるとの認識のもとに、紛争予防や平和構築の文脈で国家への注目が高まった (Helman and Ratner 1992-93; Zartman 1995)。同

- じ時期、1980年代の構造調整政策への反省から、経済開発における政府の役割が再評価され、国家やガバナンスへの関心が高まった（World Bank 1997）。さらに2001年の「911事件」を契機として、脆弱国家（fragile state）への対応が国際社会にとって喫緊の課題だと認識され、国家建設に関する研究や政策文書が数多く刊行された（Fukuyama 2005; OECD 2008）。「国民統合」（nation building）概念が国民間の言語や文化、意識をめぐる側面に注目するのに対し、国家建設は国家の制度やその機能に中心的な関心をおく（武内 2013）。
- (4) 土地問題に資源管理と領域統治の二つの側面があるとの考えは、一定の空間は領域と所有の二つの性格を帯びるというルントの議論をふまえたものである（Lund 2013）。
- (5) たとえば、Berry（2002）、Boone（2014）、Lund and Boone（2013）、Peters（2013）など。Lund and Boone（2013）を序論とする *Africa* 誌特集号には、同様の視点からアフリカの土地問題を分析した論文が所収されている。
- (6) 日本のアフリカ研究においても、早い段階から土地制度は主要な研究対象の一つであった。たとえば、青山（1963）、星（1973）、吉田（1975）など。また、赤羽（1971）は、経済史理論に基づいてアフリカの土地所有を分析し、大きな影響を与えた。
- (7) ここで国家とは、統治の主体と客体をもち、一定領域を基礎とする政治的共同体を意味している。近代国家において統治の主体と客体は政府と国民という形で明確化し、統治領域も固定化するが、近代以前では政府と呼べるほど統治主体が組織化されておらず、その客体や領域も曖昧であることが一般的である。とくに本節では、そうした状況の政治的共同体も含めて「国家」という言葉を用いている。
- (8) 植民地化以前のアフリカにおいて土地をめぐる社会関係は多様であり、国家による土地の支配がなかったわけではない。たとえば、植民地化以前の大湖地域には、のちに主権国家となるルワンダやブルンジをはじめ、階層的な社会秩序をもつ国家が複数存在した。大湖地域諸社会は総じて農業生産力が高く、19世紀には王国内の被支配層に対して貢納や賦役が課されていた。ただし、国家の領域はいずれも小さく、貢納や賦役もそれほど厳しいものではなかったと考えられる。たとえば、20世紀初頭のルワンダにおける貢納（インゲン豆とソルガムによる）量については、核家族単位で年間収穫量の4～8%と推計されている（Vidal 1974, 54-55）。
- (9) 英国が征服したアフリカの土地をすべてこのように扱ったわけではない。ケニアの沿岸部では、ザンジバル・スルタンが交付した土地権利証書を私的所有権と認め、植民地化後もその効力を認めた。この所有者は基本的にアラブ系住民であった（本書第1章）。
- (10) 事実上ベルギー国王レオポルド2世の私有領であったコンゴ自由国（Congo

Free State) では、建国直後に無主地が国家に帰属することが定められ (1885年7月1日付けオールドナンス。条文については、武内 2014参照)、広大な土地がヨーロッパ企業に譲渡された。コンゴ自由国の土地政策は、同時期の仏領赤道アフリカと共通性が高い。

- (11) ただし、コートジボワールのようにヨーロッパ人入植者がそれなりの規模で存在した国もあり、彼らの土地占拠の影響は今日まで甚大な影響を及ぼしている (Boone 2014, 129-134)。
- (12) たとえば、コンゴ自由国をはじめとするアフリカにおける天然ゴム産出量は、アフリカ人への人権侵害に関する批判が激しくなる世紀転換期頃には、乱獲のためすでに下落傾向にあった。その後、1910年代に東南アジアでの生産量が拡大すると、価格の下落からアフリカの天然ゴム生産はほとんど止まってしまう。19世紀末におけるコンセッション企業の主要輸出品は天然ゴムや象牙であり、天然資源の収奪の利用に依存していた (Harms 1975)。
- (13) タンザニアがチーフ制を廃止した背景として、植民地政策の執行者として住民の反発を買い、独立運動の過程で民衆の支持を失ったことが重要である (Maguire 1969)。
- (14) 仏領やベルギー領植民地の法体系では、国有地を河床や道路などの「行政財産国有地」(terres du domaine public de l'Etat) と無主地などの「普通財産国有地」(terres du domaine privé de l'Etat) に分けることが一般的である。
- (15) ザイールでは、共同体による土地の所有がアフリカ社会固有のあり方だとして、私的所有権が廃絶された。詳しくは、本書第6章参照。なお、独立後のアフリカで土地所有の共同性が強調され、私的所有が敵視された要因として、植民地期のヨーロッパ人による土地収奪への反動という側面も指摘できる。土地の私的所有が事実上白人入植地に限られていた植民地期の経験から、土地の私的所有を政策的に掲げることはアフリカの新政権にとって政治的な危険性をはらんでいた (Chanock 1991, 66-68)。
- (16) この両国でさえ、自由意思による売買を通じた再配分の原則が長く堅持された。1990年代後半以降、ムガベ政権のジンバブウェがラジカルな再配分政策に踏み出すのは、その原則のもとで不平等が改善されなかったことへの反動であった。なお、ルワンダやブルンジで採用されたランド・シェアリングは土地再配分政策の一種だが、紛争後の帰還民対策なので文脈が異なる (本書第6章)。
- (17) アフリカでは、冷戦終結を契機として、一党制を放棄し多党制を採用するという変化が急速に生じた (武内 2009, 第2章)。これは民主的政治制度の導入であって必ずしも民主化ではないが、ここでは大まかな特徴をつかむためにこの言葉を用いる。
- (18) ソマリアの紛争における土地要因については、本書第7章参照。土地問題

が紛争要因を構成すると認識されるとき、紛争終結は新たな土地政策導入の契機となるが、どの程度実効性をもった政策が打てるかは戦後の権力構造に依存する。内戦に勝利して強固な政権基盤をもった政権が誕生したルワンダでは実効性をもった土地政策が実施されたが、ブルンジでは新土地法は制定されたものの実効性は乏しく、コンゴ民主共和国では新たな土地法すら制定できていない（本書第6章）。ケニアやコートジボワールの新たな土地法がどの程度の実効性を持ち得るか、しばらく観察が必要だろう。

- (19) 土地の利用、管理、紛争裁定に非公式な（慣習的な）システムが重要なことはいままでもないが、土地法改革の目的を達成するためには公的なシステムが機能することが前提条件であり、今日のアフリカではまさにその点が問題になっている。土地ガバナンスについて、たとえば Deininger, Selod and Burns (2012) は世界銀行の考え方を示している。

## [参考文献]

### <日本語文献>

- 青山道夫編 1963. 『アフリカの土地慣習法の構造』 アジア経済研究所.  
 赤羽裕 1971. 『低開発経済分析序説』 岩波書店.  
 大山修一 2009. 「ザンビアの農村における土地の共同保有にみる公共圏と土地法の改正」 児玉由佳編 『現代アフリカ農村と公共圏』 アジア経済研究所 147-183.  
 楠和樹 2014. 「牛と土——植民地統治期ケニアにおける土壌侵食論と『原住民』行政——」 『アジア・アフリカ地域研究』 13 (2) 267-285.  
 児玉谷史朗 1981. 「ケニアの小農場部門における農民の階層分化」 『アジア経済』 22 (11-12) 38-56.  
 サンドブルック, リチャード1991. (小谷暢訳) 『アフリカ経済危機の政治分析』 三嶺書房.  
 武内進一 2009. 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド——』 明石書店.  
 —— 2013. 「序論『紛争後の国家建設』」 日本国際政治学会編 『国際政治』 (174) 1-12.  
 —— 2014. 「コンゴ民主共和国の土地関連法制」 (武内進一編「アフリカの土地と国家に関する中間成果報告」調査研究報告書 アジア経済研究所 177-217 [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013\\_B103.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013_B103.html)).

- 原口武彦 1975. 『部族——その意味とコート・ジボワールの現実——』 アジア経済研究所.
- 星昭編 1973. 『アフリカ植民地化と土地労働問題』 アジア経済研究所.
- 水野祥子 2009. 「大戦間期イギリス帝国におけるグローバルな環境危機論の形成」 『史林』 92 (1) 97-129.
- 宮本正興・松田素二編 1997. 『新書アフリカ史』 講談社.
- 吉田昌夫編 1975. 『アフリカの農業と土地保有』 アジア経済研究所.

<外国語文献>

- Abrams, P. D. 1979. *Kenya's Land Resettlement Story: How 66,000 African Families Were Settled on 1325 Large Scale European Owned Farms*. Nairobi: Challenge Publishers and Distributors.
- Alden Wily, Liz 2011. "The Law is to Blame: The Vulnerable Status of Common Property Rights in Sub-Saharan Africa." *Development and Change* 42 (3) : 733-757.
- Anseeuw, Ward, and Chris Alden eds. 2010. *The Struggle over Land in Africa: Conflicts, Politics and Change*. Cape Town: HSRC Press.
- Bayart, Jean-François 1993. *The State in Africa: The Politics of the Belly*. New York: Longman.
- Berry, Sara 2002. "Debating the Land Question in Africa." *Comparative Studies in Society and History* 44 (4) : 638-668.
- Boone, Catherine 2014. *Property and Political Order in Africa: Land Rights and the Structure of Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bruce, John W., and S. E. Migot-Adholla eds. 1994. *Searching for Land Tenure Security in Africa*, Dubuque: Kendall/Hunt Publishing Company.
- Chanock, Martin 1991. "Paradigms, Policies and Property: A Review of the Customary Law of Land Tenure." In *Law in Colonial Africa*, edited by Kristin Mann and Richard L. Roberts, Portsmouth: Heinemann, 61-84.
- Cissoko, S. M. 1984. "The Songhay from the 12th to the 16th Century." In *General History of Africa IV: Africa from the Twelfth to the Sixteenth Century*, edited by D. T. Niane, Paris: UNESCO, 187-210.
- Clapham, Christopher 1988. *Transformation and Continuity in Revolutionary Ethiopia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Comité d'Études Historiques et Scientifiques de l'A. O. F. 1939. *Coutumiers juridiques de l'A. O. F.*, Paris: Larose (3 volumes) .
- Coquery-Vidrovitch, Catherine 1969. "Recherches sur un mode de production africain." *La Pensée*, 144: 61-78.
- 1972. *Le Congo: Au temps des grandes compagnies concessionnaires, 1898-1930*.

- Paris: Mouton & Co.
- . 1982. “Le régime foncier rural en Afrique noire.” In *Enjeux fonciers en Afrique noire*, edited by E. Le Bris, E. Le Roy, and F. Leimdorfer, Paris : Karthala, 65–84.
- Cotula, Lorenzo, Sonja Vermeulen, Rebeca Leonard, and James Keeley 2009. *Land Grab or Development Opportunity?: Agricultural Investment and International Land Deals in Africa*. London: IIED/FAO/IFAD.
- de Kiewiet, C. W. 1937. *The Imperial Factor in South Africa: A Study in Politics and Economics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Deininger, Klaus 2003. *Land Policies for Growth and Poverty Reduction*, Washington, D. C.: The World Bank.
- Deininger, Klaus, and Hans Binswanger 2001. “The Evolution of the World Bank’s Land Policy.” In *Access to Land, Rural Poverty, and Public Action*, edited by A. de Janvry, G. Gordillo, E. Sadoulet, and J-P Platteau, Oxford: Oxford University Press, 406–440.
- Deininger, Klaus, and Derek Byerlee 2011. *Rising Global Interest in Farmland: Can it Yield Sustainable and Equitable Benefits?* Washington, D. C.: The World Bank.
- Deininger, Klaus, Harris Selod, and Anthony Burns 2012. *The Land Governance Assessment Framework: Identifying and Monitoring Good Practice in the Land Sector*. Washington, D. C.: The World Bank.
- De Soto, Hernando 2000. *The Mystery of Capital: Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*. New York: Basic Books.
- Feder, Gershon, and Raymond Noronha 1987. “Land Rights Systems and Agricultural Development in Sub-Saharan Africa.” *World Bank Research Observer* 2 (2) : 143–169.
- Fukuyama, Francis 2005. *State Building: Governance and World Order in the Twenty-first Century*, London: Profile Books.
- Hailey, Baron William Malcolm (Lord) 1957. *An African Survey: A Study of Problems Arising in Africa South of the Sahara* (Revised 1956) . London: Oxford University Press.
- Harms, Robert 1975. “The End of Red Rubber: A Reassessment.” *The Journal of African History* 16 (1) : 73–88.
- Helman, Gerald B., and Steven R. Ratner 1992–93. “Saving Failed States”, *Foreign Policy*, (89) : 3–20.
- Herbst, Jeffrey 2000. *States and Power in Africa: Comparative Lessons in Authority and Control*. Princeton: Princeton University Press.
- Hilton, Anne 1985. *The Kingdom of Kongo*. Oxford: Clarendon Press.
- International Land Coalition 2011. *Tirana Declaration: “Securing Land Access for the*

- Poor in Times of Intensified Natural Resources Competition.*” Viewed 15 July 2015 (<http://newsite.landcoalition.org/en/tirana-declaration>) .
- Ley, Albert 1972. *Le régime domanial et foncier et le développement économique de la Côte d'Ivoire*. Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence.
- Leys, Colin 1974. *Underdevelopment in Kenya: The Political Economy of Neo-Colonialism 1964-1971*. Berkeley: university of California Press.
- Lund, Christian 2013. “The Past and Space: On Arguments in African Land Control.” *Africa* 83 (1) : 14-35.
- Lund, Christian, and Catherine Boone 2013. “Introduction: Land Politics in Africa – Constituting Authority over Territory, Property and Persons.” *Africa* 83 (1) : 1-13.
- Maguire, G. Andrew 1969. *Toward 'Uhuru' in Tanzania: The Politics of Participation*. London: Cambridge University Press.
- Mamdani, Mahmood 1996. *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism*. Princeton: Princeton University Press.
- Meek, C.K. 1968. *Land Law and Custom in the Colonies* (Second Edition) . London: Frank Cass.
- Moore, Sally Falk 1998. “Changing African Land Tenure: Reflections on the Incapacities of the State.” *European Journal of Development Research* 10 (2) : 33-49.
- Morel, Edmund Dene 1969. *Red Rubber: The Story of the Rubber Slave Trade Flourishing on the Congo in the year of grace 1906*. New York: Negro Universities Press.
- North, Douglass C. 1981. *Structure and Change in Economic History*. New York: W.W. Norton & Company.
- OECD 2008. *State Building in Situations of Fragility*, Paris.
- Ostrom, Elinor 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Peters, Pauline E. 2013. “Conflicts over Land and Threats to Customary Tenure in Africa.” *African Affairs* 112 (449) : 543-562.
- Takeuchi, Shinichi ed. 2014. *Confronting Land and Property Problems for Peace*. Oxon: Routledge.
- Thompson, Leonard 1990. *A History of South Africa*. New Haven: Yale University Press.
- Vidal, Claudine 1974. “Economie de la société féodale rwandaise.” *Cahiers d'études africaines*, 14 (53) : 52-74.
- World Bank 1975. *Land Reform: Sector Policy Paper*. Washington, D.C.: World Bank.
- 1997. *World Development Report 1997: The State in a Changing World*. New York: Oxford University Press.
- Young, Crawford 1994. *The African Colonial State in Comparative Perspective*. New Ha-

ven: Yale University Press.

Young, Crawford and Thomas Turner 1985. *The Rise and Decline of the Zairian State*.  
Madison: The University of Wisconsin Press.

Zartman, I William ed. 1995. *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*, Boulder: Lynne Rienner Publishers.

<オンライン統計資料>

World Development Indicators

